

子ども・子育て支援新制度に対する意見書

2015年4月、子ども・子育て支援新制度(以下 新制度)が施行された。新制度では、消費税を財源に、保育の「量的拡充」及び「質の改善」をめざしているが、財源確保も含めて未だ十分とはいえない現状である。

よって国及び国会におかれでは、新制度の実施主体である地方自治体が十分に役割を果たし、「すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る」とする子ども・子育て支援法の趣旨をふまえ、取り組みのいっそりの推進が図られるよう、以下について要望する。

1. 子ども・子育て支援新制度の実施にあたっては、子どもの健やかな育ちが等しく保障されるよう、必要財源を早急に確保し、関連予算を大幅に増額すること。
2. 保育施設の開所日数、開所時間に見合う単価設定など、実態をふまえて公定価格を改善すること。
3. 保育の質を確保・向上させるために職員の処遇、配置基準を抜本的に改善すること。
4. 保育料など保護者負担を改善させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2015年 月 日
議会

内閣総理大臣	安倍 晋三 様
財務大臣	麻生 太郎 様
厚生労働大臣	塩崎 恭久 様
文部科学大臣	馳 浩 様
内閣府特命担当(少子化対策)大臣	加藤 勝信 様
衆議院議長	大島 理森 様
参議院議長	山崎 正昭 様